第百一条の表第七百九十八条第一項の項の前に次のように加える。

第七百九十七条第八項	吸収合併等	吸収合併
	株式買取請求	投資口買取請求
第七百九十七条第九項	第百三十三条	投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
	株式買取請求	投資口買取請求

第百一条の表第七百九十八条第四項の項中「第七百九十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同表第七百九十八条第五項の項中「第七百九十八条第五項」を「第七百九十八条第六項」に改め、同表第七百九十八条第六項の項中「第七百九十八条第六項」を「第七百九十八条第七項」に改め、同表に次のように加える。

第八百七十条第二項第二号	第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百二十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百九十八条第二項又は第八百九条第二項	投資法人法第百四十九条の八第四項において準用する第七百九十八条第二項
	株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）	投資口

第百二条中「第八百六条第五項から第七項まで及び第八百七条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第八百六条第六項の項及び第八百六条第七項の項を次のように改める。

第八百六条第六項	株式買取請求	投資口買取請求
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立て
第八百六条第七項	株式買取請求	投資口買取請求
	消滅株式会社等	新設合併消滅法人

第百二条の表第八百七条第一項の項の前に次のように加える。

第八百六条第八項	新設合併等	新設合併
	株式買取請求	投資口買取請求
第八百六条第九項	第百三十三条	投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
	株式買取請求	投資口買取請求

第百二条の表第八百七条第四項の項中「第八百七条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同表第八百七条第五項の項中「第八百七条第五項」を「第八百七条第六項」に改め、同表第八百七条第六項の項中「第八百七条第六項」を「第八百七条第七項」に改め、同表に次のように加える。

第八百七十条第二項第二号	第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百二十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百九十八条第二項又は第八百九条第二項	投資法人法第百四十九条の十三第四項において準用する第八百七条第二項
	株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）	投資口

第百二条の二中「第八百八条第五項から第七項まで及び第八百九条（第七項を除く。）」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第八百八条第六項の項中「第八百八条第六項」の下に「及び第八項」を加え、同表第八百八条第七項の項中「第八百八条第七項」を「第八百八条第九項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八百八条第十項	第二百六十条	投資法人法第八十八条の八第四項において準用する第二百六十条
	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

第百二条の二の表第八百九条第四項の項中「第八百九条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同表第八百九条第五項の項中「第八百九条第五項」を「第八百九条第六項」に、「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」を「設立会社」に改め、「の成立の日」を削り、同表第八百九条第六項の項中「第八百九条第六項」を「第八百九条第七項」に改め、同表に次のように加える。

第八百七十条第二項第二号	第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百二十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百九十八条第二項又は第八百九条第二項	投資法人法第百四十九条の十三第四項において準用する第八百七条第二項
	株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）	新投資口予約権

第百二条の二の次に次の一条を加える。

（合併をやめることの請求に関する読替え）

第百二条の三　法第百五十条の規定において投資法人の合併をやめることの請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。